

新燃費測定モード（WLTCモード）に基づく燃費の表示方法等

1. 新燃費測定モードの導入

- 1) ユーザーの走行条件等に応じた燃費情報の提供及びハーモナイゼーションの観点等から、新燃費測定モード（WLTCモード）が導入される。
- 2) 「WLTCモード燃費」は、「WLTC」及び「市街地」、「郊外」、「高速道路」の4つのモードの燃費値からなる。
- 3) WLTCモードによる審査は、2018年10月以降発売される新型車に義務付けられ、2020年9月以降は、WLTCモードのみの審査となる。
当分の間は、JC08モードとWLTCモードが併存することとなる。

2. カタログ等における「WLTCモード燃費」の表示（省エネ法に基づくもの）

- 1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）により、製造事業者に対して新車の、カタログ及び店頭展示車（スペックシート）に燃費値を表示することが義務付けられていることから、自工会において、省エネ法及び新燃費測定モード（WLTCモード）導入の趣旨を踏まえた具体的な表示方法が取りまとめられた。輸入車関係についても、日本自動車輸入組合を通じて組合員各社に共有される予定。

2) 表示が必要な事項、表示方法（カタログ、店頭展示車（スペックシート））

①燃費値

- ・「WLTC」及び「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値を表示すること。
- ・「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値は、「WLTC」の近接箇所に、「WLTC」モードと同等かそれ以下の大きさで表示すること。
- ・JC08モード燃費を有する場合は、その燃費値も表示すること。

②「WLTCモード燃料消費率」（国土交通省審査値）である旨

- ・燃費値の近接箇所に一体として視認、認識できるよう表示すること。

③各モードの説明 **（※1）**

- ・以下の各モードの説明を表示すること。

WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各モードを平均的な使用時間配分で構成した
国際的走行モード

市街地モード：信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定

郊外モード：信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定

高速道路モード：高速道路での走行を想定

④燃費に関する付記説明

- ・「燃費値は定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる」旨を表示すること。

3. 広告等における「W L T Cモード燃費」の表示（規約に基づくもの）

1) 自動車業における表示に関する公正競争規約（以下、「規約」という。）では、第5条第4号において、燃費を表示する際に用いることができるのは、「公的テスト値（国土交通省審査値）又は公的第三者によるテスト値（E P A燃費等）に限る」こと、及び「燃費値は定められた試験条件下の数値であり、走行条件等により異なる」旨を付記することが定められているが、「W L T Cモード燃費」についての具体的な表示事項や方法等は定められていない。

2) そこで、新燃費測定モード導入の趣旨等を踏まえ、燃費に関する消費者への適正な情報提供と不当表示の未然防止を図るため、広告等（カタログ、店頭展示車（スペックシート）以外）に「W L T Cモード燃費」を表示する場合の表示事項や方法等、及び「W L T Cモード燃費」の表示に関して、不当な表示に該当するおそれのある事例（カタログ、店頭展示車（スペックシート）を含む）を明確にするものである。

3) 表示が必要な事項、表示方法等（カタログ、店頭展示車（スペックシート）以外）

①燃費値

- ・「W L T C」及び「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値を表示すること。ただし、表示スペース等の関係で、全てを表示できない場合は、「W L T Cモード」のみを表示することもできる。（「市街地」、「郊外」、「高速道路」、のいずれかのモードの燃費値のみを表示することはできない。）
- ・「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値は、「W L T C」と同等かそれ以下の大きさで表示すること。
- ・J C 0 8モード燃費も有する場合は、当該燃費値のみを表示することはできない。

②「W L T Cモード燃料消費率」（国土交通省審査値）である旨

- ・燃費値の近接箇所に一体として視認、認識できるよう表示すること。

③各モードの説明

- ・表示事項については、2. 2) ③の **(※1)** を参照。
- ・各モードの説明を、燃費値の近接箇所に一体として視認、認識できるよう明瞭に表示すること。

④燃費に関する付記説明

- ・「燃費値は定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる」旨を、燃費値の近接箇所に一体として視認、認識できるよう明瞭に表示すること。

⑤表示の省略等

- ・上記3. 3) ③の各モードの説明、同④の燃費に関する付記説明について、スペースや時間の関係で、燃費値の近接箇所に一体で表示できない場合は、燃費値との関連を明確にした上で、明瞭に表示すること。
- ・ラジオC Mやスペースの小さいバナー広告等の場合は、上記3. 3) ③の各モードの説明、同④の燃費に関する付記説明の表示は、省略することができる。
- ・その他、媒体毎の詳細な表示方法等については、「燃費についての明瞭な表示に関する規約運用の考え方」（平成25年11月策定）に基づき表示すること。

http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_201311_asv.pdf

⑥燃費に関する「No.1」等の表示

- ・他社に比較すべきものが存在しない場合は、WLT Cモードで「No.1」である旨を表示することはできない。＜新車に関する規則第16条第2項＞
- ・「WLT C」及び「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードそれぞれで「No.1」である旨を表示することもできることとするが、どのモードで「No.1」であるのか、及び、「No.1」の根拠（燃費値等）を明瞭に表示すること。
- ・「WLT C」モードで「No.1」の場合は、「WLT C」モードの燃費値のみの表示で足りるが、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードで「No.1」である旨を表示する場合は、「WLT C」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値を表示すること。
- ・この他、「No.1」表示に関する対応については、今後の状況を見ながら検討を行い、改めて考え方を示すこととする。

⑦不当表示に該当するおそれのある表示

以下のような表示は、不当表示に該当するおそれのある表示として取扱う。

- ・表示した数値は、実際には「高速道路」モードの燃費値であるにもかかわらず、その旨を表示せず、あたかも表示した数値が「WLT C」モードの燃費値であるかのように誤認される表示。
- ・「高速道路モード」や「郊外モード」の燃費値のみを強調して表示し、あたかも当該数値が「WLT Cモード」の燃費値であるかのように誤認されるおそれのある表示。
- ・競合するクラスにおいて、WLT Cモード燃費を有する車両が存在しないにもかかわらず、WLT Cモードで「クラス No.1」である旨を表示。
- ・「No.1 である」旨を表示しているにもかかわらず、クラス区分や燃費値のモード等、No.1 の前提条件が明瞭でない、又は、その虚偽の表示。
- ・「市街地モードで No.1」である旨を表示しているにもかかわらず、当該モードの燃費値を表示せず、「WLT Cモード」の燃費値のみを表示し、「WLT Cモード」で「No.1」であるかのように誤認されるおそれのある表示。
- ・「WLT Cモードで No.1 である」旨を表示しているにもかかわらず、それとは異なる「高速道路」モードの燃費値等を強調して表示する等、あたかも表示した数値が「WLT C」モードの燃費値であるかのように誤認されるおそれのある表示。